

# 学校法人文京学院における公益通報者の保護等に関する規程

学校法人文京学院（以下、「本学院」という。）における公益通報者の保護等に関し、次のように定める。

## 第1章 総 則

### （目 的）

第1条 この規程は、公益通報者保護法に基づき、本学院における公益通報（以下「通報」という。）の処理体制および公益通報者（以下、「通報者」という。）の保護、その他必要な事項を定め、法令等違反行為の早期発見と是正を図ることを目的とする。

### （通 報）

第2条 この規程において、「通報」とは、本条第2項、第3項および第4項に規定する通報以外の通報で、本学院の業務もしくは組織または役員もしくは教職員等（派遣契約その他契約に基づき本学院の業務に従事する者及び退職後1年以内の教職員を含む。）に法令および寄附行為に違反する行為（以下、「法令違反行為」という。）が生じており、又はまさに生じようとしていることに関して、本学院が設置する通報窓口に対してなされる通報をいう。

2 本学院におけるハラスメントに関する通報は、「学校法人文京学院におけハラスメントの防止等に関する規程」により対応する。

3 本学院における公的研究補助金等の不正使用に関する通報は、「公的研究費の不正使用に係る公益通報者保護規程」により対応する。

### （通報者）

第3条 この規程において、「通報者」とは、本学院の役員もしくは教職員等（派遣契約その他契約に基づき本学院の業務に従事する者及び退職後1年以内の教職員を含む。）をいう。

## 第2章 管理体制

### （総括者）

第4条 本学院における公益通報の処理に関しては、法人事務局長（以下、「公益通報総括者」という。）が総括する。

### （通報窓口）

第5条 本学院における通報および通報に関する相談に対応するための通報窓口は法人事務局総務部とする。

2 通報窓口職員を置き、法人事務局総務部の職員をもって充てる。

3 通報を受けた職員は、通報の処理を総括する公益通報総括者に対して、文書により通報内容を通知する。

### （公益通報対応業務従事者）

第6条 本学院における公益通報対応業務従事者は、本規程第4条及び第5条に規定する職員とする。

## 第3章 調査及び報告等

### （調 査）

第7条 公益通報総括者は、通報者から法令違反行為についての通報があった場合は、その旨及びその内容を理事長に報告するとともに、速やかに通報事実について、書類調査、実地調査、報告および説明の聴取、その他適切な方法により調査を行わなければならない。

2 調査対象の所属する教職員等は、前項による公益通報総括者からの調査に関する協力要請があった場合は、正当な理由なくこれを拒否することができない。

- 3 公益通報総括者は、前項に規定する調査を法人事務局職員又は設置校の管理職職員に行なわせることができる。また、高度の専門性を要すると判断した場合は、外部に意見を求めることができる。
- 4 公益通報総括者は、調査の実施にあたり、調査対象者に対して、弁明の機会を与えなければならない。
- 5 公益通報総括者は、調査開始後に、適宜、その進捗状況を理事長に報告するとともに、調査結果についても直ちに理事長に報告しなければならない。

(遵守事項)

第8条 公益通報等の調査に関わる者は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 教職員等の権利または正当な利益を侵害しないこと。
- (2) 調査対象の所属する教職員や調査対象者の業務遂行に重大な支障を与えないこと。
- (3) 公正不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること。
- (4) 通報した教職員等の個人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること。
- (5) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩しないこと。

#### 第4章 再発の防止

(是正措置等)

第9条 公益通報総括者は、調査の結果、通報対象事実が明らかになった時は、直ちに是正および再発防止のために必要な措置（以下、「是正措置等」という。）を検討し、理事会に上申しなければならない。

- 2 公益通報総括者は、調査結果を通報者に対し、通知しなければならない。ただし、当該通報者等の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

#### 第5章 通報者の保護

(不利益取り扱いの禁止)

第10条 本学院は、教職員等が通報等を行ったことを理由として、当該教職員等に対し、解雇（派遣契約その他契約に基づき本学院の業務に従事する者にあつては、当該契約の解除）、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、教職員等が不正の目的をもって通報等を行なった場合は、この限りではない。

#### 第6章 その他

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

#### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から実施する。

この規程は、令和4年4月1日から実施する。

この規程は、令和4年6月1日から実施する。

この規程は、令和7年4月1日から実施する。

運用フロー